# 香川県営業時間短縮協力金(第3次)

# く要件>

<u>営業時間短縮要請の延長にあたり、「延長期間」を通して(※)</u> 【令和3年5月12日(水)午前0時~5月31日(月)午後12時】

- ・営業時間は、午前5時から午後8時までとすること
- ・酒類提供は、午後7時までとすること

にご協力いただいた飲食店

- ※定休日を除き、一日でも、 営業時間短縮等にご協力いただけない日があれば、 協力金の支払いの要件を満たしませんのでご注意ください。
- ※深夜営業をされている店舗について、 5月12日(水)午前0時から午前5時までの間に 営業した場合は、協力金の支払いの要件を満たしません。
- ※通常の営業時間が午前5時から午後8時までの時間帯内の場合は、対象となりません。

## ●支払い額

### [中小企業]

前年度又は前々年度の1日当たりの売上高に応じて 2万5千円~7万5千円/日

- •1日当たりの売上高が8万3,333円以下の場合
  - → 一律2万5千円/日を支払い
- 1日当たりの売上高が8万3,333円超の場合
  - → 1日当たりの売上高×0.3 (上限7万5千円/日)

#### 「大企業」※中小企業においてもこの方式を選択可

前年度又は前々年度からの1日当たりの売上高の減少額の4割

・上限20万円/日 又は 前年度若しくは前々年度の 1日当たり売上高×0.3 のいずれか低い額

### [第3次協力金限定]

上記に加え、支払い額の1割を県独自に支援

- ※制度詳細は、現在、検討中につき、後日公表します。
- ※申請店舗の外観・内観の写真(営業している事実、店休日、時 短営業・感染防止対策等の事実が確認できるもの)が必要とな ります。